

島原本広第21号
平成21年4月28日

島根県知事 溝口善兵衛様

中国電力株式会社
常務取締役 島根原子力本部
本部長 松井三生

原子力発電所における焼鈍作業に係る
記録改ざんに関する確認結果等の報告について

標記について、平成21年4月13日付け「原子力発電所における焼鈍作業に係る記録改ざんへの対応について（指示）」（平成21・04・13原院第2号）の指示に基づき、本日、経済産業省へ報告しましたので、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第8条第1項（9）に基づきご連絡いたします。

なお、報告内容は添付資料のとおりです。

添付

原子力発電所における焼鈍作業に係る記録改ざんに関する確認結果等の報告について

以上

(別紙)

原子力発電所における焼鈍作業に係る
記録改ざんに関する確認結果等について

平成21年4月
中国電力株式会社

c. 是正処置

(a) 当社

- 当社の溶接事業者検査実施要領書の熱処理検査項目に焼鈍記録の欠損の有無を確認することを追加する。また、各溶接事業者に対し本内容を要領書に反映するよう指示する。
- 当社の溶接事業者検査に係る要員に今回の事例教育を行う。
- 各溶接事業者に今回の事例教育を行う。

(b) 溶接事業者

- 溶接事業者の溶接事業者検査に係る要領書の熱処理検査項目に焼鈍記録の欠損の有無を確認することを追加する。
- 溶接事業者検査員認定および更新時、焼鈍記録の欠損有無の確認に関する事例教育を行う。

(2) 島根原子力発電所（1号機～3号機）の焼鈍記録確認の実施および結果について

a. 確認対象

確認対象は、平成9年9月に沸騰水型原子力発電所用配管における溶接工事において焼鈍記録として真正でない記録の使用が確認されたことを受け、平成9年10月に当時の資源エネルギー庁において「原子力発電所の配管溶接部の焼鈍における温度記録に係る疑義について」にてその調査等の結果が取りまとめられていることから、本報告以降（平成9年10月以降）の電気事業法に基づく溶接検査および溶接事業者検査記録のうち、日本工業検査が溶接後熱処理として実施した焼鈍記録とした。

b. 確認方法

(a) 確認対象とする焼鈍記録の選定

溶接検査および溶接事業者検査の溶接工事において、日本工業検査が実施した焼鈍作業の有無を確認し、日本工業検査が実施した焼鈍記録を抽出した。

(b) 焼鈍記録の確認

抽出した焼鈍記録については、島根原子力発電所3号機および浜岡原子力発電所5号機と同様の焼鈍記録の改ざん有無を確認した。

c. 確認結果

島根原子力発電所1号機～3号機について、以下のとおり日本工業検査が実施した溶接検査および溶接事業者検査における焼鈍記録について確認した結果、島根原子力発電所3号機の報告済みの1件以外に改ざんされた記録は確認されなかった。

要因分析表（設置者）

○:要因
×:要因無し

事象	一次要因	二次要因	三次要因	評価	対策	
正規な熱処理温度が焼鈍記録で確認出来ないことに気づかず熱処理検査を合格とした	図書 (溶接事業者検査実施要領書)	熱処理検査での確認項目記載不足	熱処理検査としての詳細な項目の記載がなかった。	要領書では規格基準に基づき、熱処理検査の項目として加熱・冷却速度、保持温度・時間の確認、および制御方法、加熱装置、温度範囲、送り速度、熱電対取付位置が焼鈍記録に記載されていることを確認するよう記載していた。	×	-
			熱処理検査において焼鈍記録の欠損の有無を確認する項目がなかった。	焼鈍記録の欠損の有無を確認する項目がなかった。	○	
	人 (検査管理責任者)	焼鈍記録確認内容の認識不足	要領書には焼鈍記録の欠損の有無を確認することを記載する必要がないと思っていた。	熱処理検査では、規格基準に基づいた内容の確認を行うべく、要領書にその内容を記載させていたが、焼鈍記録の欠損の有無については、当然、確認する内容と考えていたため、特に要領書への記載は指示しなかった。	○	

(1)当社の溶接事業者検査実施要領書の熱処理検査項目に焼鈍記録の欠損の有無を確認することを追加する。また、各溶接事業者に対し本内容を要領書に反映するよう指示する。
(2)当社の溶接事業者検査に係る要員に今回の事例教育を行う。
(3)各溶接事業者に今回の事例の教育を行う。

特性要因分析図（溶接事業者）

